

東近江市布引運動公園等の指定管理者の指定につき議決を 求めることについて

東近江市布引運動公園等の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 29 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市布引運動公園 東近江市蒲生体育館 東近江市蒲生運動公園	滋賀県東近江市池庄町 6 1 0 番地 公益財団法人東近江市地域振 興事業団	平成 31 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
東近江市ひばり公園 東近江市湖東体育館 東近江市すこやかのだ 運動公園 東近江市おくのの運動 公園	滋賀県東近江市池庄町 6 1 0 番地 公益財団法人東近江市地域振 興事業団	平成 31 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
東近江市永源寺運動公 園	滋賀県東近江市池庄町 4 3 7 番地 1 公益社団法人東近江市シルバ ー人材センター	平成 31 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
東近江市トレーニング センター 東近江市平田グラウン ド	滋賀県東近江市下羽田町 8 4 番地 5 平田地区まちづくり協議会	平成 31 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで

提案理由

東近江市布引運動公園等の指定管理者の指定について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。